

第 2 1 回
会津美里町農業委員会定例総会

令和 4 年 8 月 19 日 金曜日 14 時 00 分

会津美里町役場本庁舎 2 階 206 会議室

会津美里町農業委員会

第21回 会津美里町農業委員会定例総会議事録

1. 日時 令和4年8月19日 金曜日 14時00分～14時30分

2. 場所 会津美里町本庁舎2階 206会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 渡部 稔	2番 眞鍋 伸太郎
	3番 村松 祐一	
	4番 諏訪 栄一	
	5番 野中 充	
	6番 松本 晋平	
	7番 佐藤 孝夫	
	8番 福田 真実	
	10番 大井 豊記	9番 柴崎 陽
	11番 間船 一男	
	12番 松本 吉弥	
	推進委員 佐々木 宏光	推進委員 本名 京子
		推進委員 佐藤 和人
		推進委員 元木 博人
		推進委員 眞部 剛
		推進委員 齋藤 仁
		推進委員 山田 幸市
		推進委員 佐藤 健一
		推進委員 山内 栄一
		推進委員 山内 祐太郎
	農業委員 10名出席／12名	
	推進委員 1名出席／10名	
4. 議事録署名人	3番 村松 祐一	4番 諏訪 栄一

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局次長

後藤 淳

係長

田邊 実千代

主査

廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局次長 会議の前に、ご報告いたします。本日、2番 眞部伸太郎 委員、9番 柴崎陽 委員 から欠席の届けがありました。 過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局次長 それでは、ただいまから、第21回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

(松本会長 挨拶)

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
3番 村松 祐一 委員、4番 諏訪 栄一 委員の両名を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。

議 長 次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、議事に入ります。

【農地法第3条関係】

議 長 議案第71号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号6番、譲渡人は、
、譲受人は、
。申請農地は、佐賀瀬川字西長尾6番1 畑で365㎡であります。申請事由としては、譲渡が農業廃止のため、譲受が相手方の要望によるものです。移転時期は許可日以降であり、価格は、65,000円です。権利設定は所有権移転であります。経営状況については、記載のとおりです。

受付番号7番、譲渡人は、
、譲受人は、
。申請農地は、字布才地578番4 田で230㎡、字布才地398番1 外6筆 畑で3,737㎡ 計3,967㎡であります。申請事由としては、譲渡が経営移譲のため、譲受が相手方の要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格については、親子での生前贈与のため無償であります。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは審議に入ります。
議案第71号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第71号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

【農地法第5条関係】

議 長 次に議案第72号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。事務局、説明願います。

事務局次長 受付番号 9 番、譲渡人は、
、譲受人
は、。申請農地は、佐賀瀬川字西長
尾 6 番 7

畑で 586 m²であります。移転時期及び価格は、許可日以降、m²あたり 3,327
円で 195 万円となります。権利移転の理由ですが、農業用倉庫（追認）となり
ます。工事着工及び完成は、許可日以降で令和 4 年 9 月 30 日の予定でありま
す。建築物の名称及び面積は、農業用倉庫 190.6 m²、通路 36 m²、雪捨て場
359.4 m²。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。本件については現地調査を行っておりますので、
出席委員から報告を求めます。佐々木宏光 委員より報告願います。

佐々木委員 農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。
令和 4 年 8 月 8 日 午前 10 時から調査を行いました。出席者は、譲渡人の
、譲受人の
、町農業委員会より、大井委員と私、事務局により調査を実施しております。転用目的は農業用倉庫で、倉庫が既に建築
されてしまっているため追認案件となります。付近への被害防止策ですが、
申請地は法面に転圧締めを行い、平地は舗装や砂利敷きとしているため、土砂
流出の恐れはありません。農業用排水施設への影響ですが、汚水は槽に溜め
て年に 1、2 回ほど汲み取りを行い、雨水は自然地下浸透させるため、影響は
ありません。その他周辺農地への影響ですが、申請地は、北側を道路、西側を
譲渡人の農地、南を譲受人の農地、東側は水路をはさんで第三者の農地となっ
ており農地の分断や蚕食は発生しません。また、建物の位置も境界から十分に
離して建築されており、日照等への影響も生じず支障はありません。
以上、ご報告いたします

議 長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第 72 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり確認し、許可相当とする意見
を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 72 号は原案のとおり許可相当の意見を付すことに決定いたしました。

農用地利用集積計画【利用権設定】

議 長 続きまして、利用権について審議いたします。本案件は、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
それではまず、受付番号 85 番を議題といたしますので、これより質疑を求めます。

野中委員 85 番の件、設定期間が令和 4 年 8 月 23 日から令和 5 年 3 月 31 日と極端に短いですが理由をお聞きしたい。

事務局次長 利用権設定の関係ですが、この部分につきましては利用者の方がとりあえず 1 年間ということで設定期間をあげてきましたので、来年になればまた延長するのかという部分はあるのかと思いますが、今のところ今年度 1 年限りとしての設定期間になります。

議 長 他に質疑ございますか。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 85 番は原案のとおり決定いたします。

議 長 次に、受付番号 86 番から 95 番までを議題といたします。本件については、委員が関係しておりますので、会議規則第 11 条の規定により、委員は退席願います。

— 委員 一時退席 —

議 長 それでは、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 86 番から 95 番までは原案のとおり決定いたします。

— 委員 着席 —

議 長 委員に申し上げます。本案件は原案のとおり決定しました。

【遊休農地にかかる非農地の決定について】

議 長 次に、議案第 74 号 遊休農地にかかる非農地の決定について を審議いたします。事務局説明願います

事務局次長 通し番号 5 番から 16 番、農地の所在は佐賀瀬川字館ヶ下 1 番 外 11 筆です。地目、面積、所有者氏名、現況確認日等については、一覧表のとおりです。現地確認については、農業委員会より委員 2 名と事務局で現地調査をしております。その結果、原野とすることが妥当との判断であります。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
本件は現地調査を行っておりますので、出席委員からの報告を求めます。
通し番号 5 番から 16 番について、佐々木宏光 委員より報告願います。

佐々木委員 非農地判断のための現地調査についてご報告を申し上げます。
通し番号5番から16番、非農地化希望申請者は、 外7名です。
当該地については、農地法の運用について第4(2)の所有者からの申請に基づき、令和4年7月21日 午前9時30分から調査を行いました。出席者は、土地所有者の 外5名です。調査委員は、大井豊記委員と私、事務局から後藤次長と田邊係長の立ち合いにより現地調査を実施しております。判断基準は、農地法の運用について第4(4)に基づき判断いたしました。佐賀瀬川字館ケ下1番 外11筆 は、佐賀瀬川集落の南西にある佐賀瀬川頭首工近くに位置しております。現地を精査し、申請人より聞き取りをしたところ、当該農地は、昭和50年の区画整理事業により整備した農地であります。地域の農業者に依頼して作付けしていた時期もありますが、20年以上前から、水が上がらなくなってからは作付け不能な農地であります。さらに、平成27年に農道脇の山林が崩落し岩が露出しており再崩落の危険がある状態で、作業道は狭く、耕作用機械は通行できない状況にあります。よって当該農地は、周囲の状況からみて、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地として判断いたしました。申請地は、山林と川に挟まれた土地であり隣接した農地はなく、他への影響はありません。よって、佐賀瀬川字館ケ下1番 外11筆 について、非農地 原野が妥当であると判断いたしました。
以上、ご報告いたします。

議 長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。
議案第74号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第74号は原案のとおり決定いたしました。
以上で議案の審議を終了いたします。

【相続による農地の取得 農地法第3条の3第1項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法と
したいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第71号から第72号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第71号は、14件の届出がありました。詳細については、相続案件なので
省略いたします。

【合意解約について】

事務局次長 報告第72号は、それぞれの事由により合意解約した件について報告いたしま
す。23件であります。これらは、梁田の基盤整備に伴う、再配分による合意解
約となります。

議 長 以上で説明が終わりました。
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者 以上をもちまして、第21回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

《 14:30 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____
(松本 吉弥)

議事録署名人 _____
(3番 村松 祐一)

議事録署名人 _____
(4番 諏訪 栄一)